

第 1 1 回京都市人権文化推進懇話会

- 1 日 時 平成 2 3 年 8 月 1 日（月） 午前 1 0 時～正午
- 2 場 所 消費生活総合センター 4 階研修室
- 3 出席者 安藤座長，坂元副座長，石元委員，康委員，栗本委員，
杉原委員，谷垣委員，安澤委員，安田委員，
- 4 内 容

○事務局

ただいまから，第 1 1 回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は，委員の皆様方にはお忙しい中，またお暑い中御出席いただき，まことにありがとうございます。

司会を務めさせていただきますくらし安全・人権文化推進担当部長の石田でございます。

最初に，本年度第 1 回目の懇話会の開催が 8 月となり，大変遅くなりましたことをおわび申し上げます。今後はできる限り年頭の早い時期に開催するよう努めてまいりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして，京都市を代表いたしまして西出文化市民局長からごあいさつを申し上げます。

○西出文化市民局長

皆さん，おはようございます。ただいま御紹介いただきました文化市民局長の西出でございます。この 4 月から文化市民局長を務めさせていただいておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中を人権問題推進懇話会に御出席でいただきまして，まことにありがとうございます。また皆さん方には，日ごろから京都市人権行政の推進に多大

な御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

3月11日に発生いたしました東日本大震災、あるいはそれに伴います福島第1原発の事故、これがこれまでにない大きな事故でございました。これを契機にいろんな形で、我々の周りでも考え直さなければならない点が多々出てきているんじゃないかなということを考えているところでございます。

当然、安心安全というのがやっぱりもう一度クローズアップされ、安心安全のためのまちづくりのことも考えていかなければなりませんし、その中で出てきた人と人とのきずなと、こういったことをもう一度評価することも必要かなというふうに思っております。

また、原発の事故に伴います節電等の動きの中で、ライフスタイルそのものをどうしていくのかといったことも考えなければならないことだと。そういった中で特にクローズアップされておりますのが、人権の基本であります生命・身体の安全、あるいは個人の暮らしが脅かされる。そういったことが大きくクローズアップされた中で、残念ながら差別的な発言があったり、あるいはプライバシーを侵害するような事案が出てきたり、あるいは公共被害と言われるようなことも起こっております。

もちろん人権の重み、その大切さをしっかり受けとめて、そういう点からも改めて人権行政を推進していくことが大切であるということを痛切に感じているところでございます。

京都市といたしましても、被災地の支援については発災直後からできるだけ取り組みをしてきたところでございますが、いろんな形で引き続き末永い取り組みを続けていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

今日は第11回目となりますけれども、全庁で取り組みました人権文化推進計画に関わります昨年度の取り組み状況の報告と、今年度の実施計画について御議論をいただきたいと思います。

また、二つ目の議題としましては、今年４月から施行いたしました京都市の犯罪被害者等の支援条例。これについての取り組みにつきましても御報告をさせていただき、御意見を頂戴できればと思っております。

その他にも、各人権課題を所管いたしております部局もそれぞれ出席をいたしておりますので、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りまして、これからの人権行政の推進に役立て、活用させていただきたいと思っております。

どうぞ御活発な御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは引き続きの進行につきましては座ってさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員の方に異動がございましたので、御報告をさせていただきます。

これまで、委員を務めていただいております松本忠之さまから、本年６月に辞任の申し出がございましたので、その後任といたしまして公益財団法人京都新聞社会福祉事業団業務理事の高山良雄さまに委員へ御就任いただくことといたしましたので、よろしくお願いいたします。なお、高山委員からは当初、本日の会議御出席のお返事をいただいておりますが、あいにく急用がございまして急に御欠席ということになっておりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長にお願いを申し上げたいと存じます。

安藤先生、よろしくお願いいたします。

○安藤座長

皆さん、おはようございます。

この委員会は、会合の間が非常に長いので前回何を言ったかあんまり覚えていないのですけども、ただいま御説明いただきましたように今回の主な論点は、京都市の人権問題推進計画の昨年度の実施状況、それを踏まえて新年度への我々の提言ということになるかと思います。

それではお配りいただいた資料の説明等について。

○事務局

それでは資料の確認をさせていただきます。まずは議題（１）の関連の資料でございますが、資料１のちょっと分厚い資料になっておりますが、まず「京都市人権問題推進計画 平成２２年度取組実績及び平成２３年度事業計画」の冊子が一つございます。

次に議第（２）の関連の資料でございますけれども、資料の２－１として、「もし身近な人が犯罪被害にあったら。」ということで、ブルーの小さいパンフレットがあるかと思いますが、それが資料２－１ということになっております。資料の２－２ということで、「「京都市犯罪被害者等支援条例」を制定しました」という２枚ものの資料がございます。

次に資料の２－３「公益社団法人京都犯罪被害者支援センターの組織概要」という１枚ものの資料をお配りしております。最後に、末尾に添付しております「京都市人権相談マップ」につきましては、この７月に改訂版を作成いたしましたものでございます。

資料につきましては以上でございます。もし、お手元に届いておりませんものがございましたら、事務局の方までお申し出いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、議題の説明の方に移らせていただきます。

人権文化推進懇話会におきましては、国家的な人権施策の推進に向けまして、外部の視点から客観的に本市人権施策の進ちょく状況の確認、点検及び強化をお願いをい

たしております。

まず議題（１）につきましては、「京都市人権文化推進計画 平成２２年度取組実績及び２３年度事業計画」についての御報告でございます。

この事業計画につきましては、平成１７年３月に策定いたしまして、平成２２年３月に改定をいたしました「人権文化推進計画」の「第４章 計画の推進」におきまして、「毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行う」と定めておりますことから、平成１８年度以降毎年度作成し、この懇話会におきまして御報告させていただき、委員の皆様から御助言・御意見等をいただいているところでございます。

次に、議題の（２）「京都市犯罪被害者等支援条例について」でございます。

犯罪被害者につきましては、人権文化推進計画におきましてその重要課題のうち、「その他の課題」の一つとして位置づけております。

犯罪による被害者やその御家族あるいは御遺族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の理解の不足や中傷などにも苦しめられながら、十分な支援が受けられず深刻な状況に置かれているため、こうした状況を市民一人一人がしっかり認識をし、被害を受けられた方がもとの平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支援していくことが重要となっております。

京都市におきましては、本年４月に犯罪被害者の支援に特化した条例を制定いたしまして総合的な支援を推進していくことといたしておりますので、条例の内容等について御報告をさせていただきます。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤座長

お手元の資料等、行き渡っておりますでしょうか。

それでは議題（１）に入ります。まず、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局

文化市民局人権文化推進課長をしております川端でございます。どうぞよろしくお願いたします。着席をさせていただいて、御説明の方をさせていただきますが、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料１「京都市人権文化推進計画 平成２２年度取組実績及び平成２３年度事業計画」の冊子により御説明をさせていただきます。

委員の皆様は既に、この報告の位置づけですとか資料構成等につきましては熟知していただいておりますので、そのところは省略をさせていただきまして、主に今年度の取り組みについて御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料を２枚めくっていただき、右側のページを御覧ください。

平成２３年度は４１５件の継続事業、２１件の改善事業、９件の新規事業の、計４４５件の事業に取り組むこととしております。昨年度の取り組み実績数４５３件と比べまして８件の減少という形になっております。

次に、平成２３年度に新たに実施する事業、９事業ございますが、概要を御説明させていただきます。

まず一つ目のＤＶ被害者支援インストラクター養成事業についてでございますが、ＤＶへの対策として、被害者を支える市民の取り組みを推進するため、ＤＶ被害者支援インストラクターの養成を行うとともに、インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、ＤＶ被害者及び同伴する子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を行うものでございます。そのため、ＤＶ被害者サポーターや、暴力被害を受けた女性とその子どものための心理教育プログラム、Ｄラブを実施できるインストラクターを要請するＤＶ被害者支援、Ｄラブインストラクターの養成講座等を実施するものでございます。

次に、真のワーク・ライフ・バランスの推進でございます。

従来の仕事と生活の調和といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えまして、地域社会への貢献や健康で文化的な生活の実現をも含めた、真のワーク・ライフ・バランスを推進するものでございます。

本年度、京都市役所を横断する体制により、推進方策について検討を進めており、市民一人ひとりへの定着を目指すものでございます。

次に、里親支援事業でございます。

何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちをできる限り家庭的な環境で養育する里親制度の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など、里親に対する支援を行うものでございます。

里親制度につきましては従前から実施はしていましたが、本年度から里親同士のネットワークを構築していくとともにPRの充実等を図ることから、事業として掲載をさせていただきます。

その他区役所におきまして、資料に記載の事業を新たに実施いたしますほか、上下水道局では、外国のお客様や障害のあるお客様との窓口対応を円滑に行うため、お客様サービス窓口コーナーや、九つの営業所等に窓口対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明できるボードを設置するとともに、教育委員会におきましては「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を踏まえ、家庭の教育力の向上につなげるテーマによる学習会の実施や、保護者同士の語り合いの場を設けることを目的に、すべての京都市立の幼稚園、小中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等の開催を予定をしております。

また、改善充実する事業といたしまして、21の事業がございます。一例を御紹介いたします。

まず、児童相談所の体制強化でございますけれども、年々増加する児童虐待に係る相談、通告に対し、迅速かつ適切な対応を行うため、児童相談所の体制強化を図るとともに、市南部地域の児童福祉の拠点として旧改進黨コミュニティセンターの建物を転

用し、第2児童福祉センターの整備を進めるものでございます。24年度の開設に向けて取り組んでまいります。

次に、犯罪被害者支援策の推進でございます。これは、この後議題2で詳しく御説明をさせていただきます。

この他、広報媒体の拡大ですとか、相談機会の拡大、各区における啓発事業の見直し等、各局・区において工夫していただき、市民ニーズに応じた事業の見直しが行われているところでございます。

次に、平成23年度の重要課題別の取り組みについて御説明させていただきます。
資料1—1ページの方を御覧いただけますでしょうか。

まず、各重要課題に共通する事項といたしまして、全般的な取り組みを挙げております。主には、市民、事業に対する啓発活動等について記載しておりますが、これらについて本年度も引き続き実施をしてまいります。

1—3ページを御覧ください。バリアフリーに配慮した建築物の整備推進及び人と公共交通の優先の「歩くまち・京都」の礎となる交通バリアフリーの推進につきまして、昨年度までは重要課題である高齢者及び障害のある人に対する取り組みとして位置づけておりましたけれども、これらの事業につきましては、高齢者や障害のある方を含めて、すべての人が安全で快適に利用できる都市施設と空間が整ったまちづくりを推進することを目的とするものでございますので、高齢者、障害のある方という課題から全般の課題へと、位置づけの見直しを行っております。

さらに、年齢、性別、言語、能力など、人のさまざまな特性や違いを超えて、誰もが暮らしやすい社会を実現するユニバーサルデザイン推進に係る取り組みにつきましても、昨年まで障害のある人というところに位置づけておりましたが、同様に位置づけの見直しを行っております。

次に、女性に関する事業といたしまして、資料1—4ページの方でございますとおり、京都男女共同参画推進プランを踏まえ、従来からの男女共同参画を推進する取り

組みを行うほか、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の問題に対する対策と、仕事と家庭，社会貢献に調和できる「真のワーク・ライフ・バランスの推進」について重点分野として位置づけ，取り組んでまいります。

DV対策の強化につきましては，本年3月に策定いたしました本市におけるDV被害者の支援策を取りまとめました「DV対策基本計画」に基づき，総合的・計画的に取り組んでまいります。

また，本年秋ごろには「京都市ドメスティック・バイオレンス相談支援センター」を開設し，DV被害者への継続的な支援を実施してまいります。

次に，真のワーク・ライフ・バランスの推進についてでございますが，先ほど新規事業の紹介でも御説明いたしましたが，市民一人ひとりが仕事や家庭生活，社会貢献などにおいて，それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て，人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させることを目的として，京都市役所を横断する体制で検討を進めます。本年4月以降，プロジェクトチームにおいて検討が進められているところでございます。

次，子どもに関する事業につきまして，資料1－6ページを御覧いただけますでしょうか。

本年度の主な取り組みといたしましては，新規事業であります里親支援事業のほか，改善事業の例として御紹介いたしました児童相談所の体制強化の取り組み及び第2児童福祉センターの整備がございます。

また，次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指すための行動規範として平成19年2月に制定いたしました「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発するとともに，より一層の推進を図るため、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践と推進に関する条例」が本年4月1日から施行されております。今後はこの条例に基づき，家庭，地域，学校，企業，行政など，社会のあらゆる場での実践行動がさらに広がるよう推進をしてまいります。

次に高齢者に関する事業についてでございます。１の９ページでございます。

本年度の主な事業といたしましては、地域の関係者や介護サービス事業者を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センターを中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、それから長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築するとともに、虐待シェルター確保事業などにより、引き続き高齢者に対する虐待の防止を図ってまいります。

次に、障害のある人に関する事業についてでございます。１―１１ページでございます。

本年度の主な事業でございますが、障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関、団体等が協働した取り組みを進めてまいります。

また、京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用につきましては実践職場を、昨年度９カ所から今年１６カ所に拡大をしております。

障害のある方の地域生活を支援するためには、障害者地域生活支援センターを中心に、福祉事務所、保健センター、障害福祉サービス事業所等で構成する障害者地域自立支援協議会を設置し、関係者間の協働による支援体制を強化するほか、昨年４月に創設いたしました３障害対応の京都市障害者相談員制度により、当事者活動のメリットになるピアカウンセリング機能を生かしつつ、積極的な地域相談活動等を推進してまいります。

同和問題につきまして、資料１―１３ページの方を御覧ください。

平成２１年３月に「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からいただきました報告をもとに、全ての課題について改革・見直しに取り組んでまいりました。

これまでの状況につきましては、本年３月に開催いたしましたこの会議におきましても御報告させていただいたところでございますが、特に平成２１年度から２カ年をかけて検討を進めてまいりましたコミュニティセンターにつきまして、本年４月から

いきいき市民活動センター等への転用を図ったところでございます。

また、人権文化推進計画につきまして、同和問題についての現状認識を全面的に改めるとともに、今後の施策のあり方につきましても、今日までの大きな成果を損なうことのないよう、啓発を中心とした施策を推進する内容に改定を行ったことを踏まえ、今年度は引き続き、啓発事業に精力的に取り組むとともに、一部、現在進行形で取り組んでいる改革の早期完了に向けて着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人・外国籍市民についてでございます。資料１―１５ページでございます。

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取り組みにより、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識は市民の中に深まってきてはいるものの、やはり依然、国籍が違うというだけで、偏見や差別的事象というのが見受けられます。

本年度の主な取り組みといたしましては、昨年度に引き続き、京都市多文化施策懇話会において、外国籍市民等に関する諸問題や本市の多文化共生に関する取り組みについて意見をまとめてまいります。また本年度も外国籍市民等に、市内のさまざまな団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の実施や、安心して医療サービスを受け健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳者派遣事業」の実施など、外国籍市民等が安心して生活できる環境整備に努めてまいります。

感染症患者等に関する主な事業といたしましては、１―１７ページにございます。

患者・感染者等への偏見や差別意識の解消に向け、市民に対してあらゆる機会を通じて、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のため、普及啓発等の対策を推進してまいります。

次に、ホームレスについてでございます。資料１―１８ページでございます。

ホームレスにつきましては、全国的に高齢のホームレスや野宿期間の長期化に対するきめ細やかな対応と、若年で就労可能なホームレスに対する就労支援が課題となっ

ております。主な事業といたしましては、ホームレスに対し長期的な支援や相談を実施して、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていくほか、借り上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活推進事業」を推進してまいります。

その他の課題についてでございます。1—20ページをごらんください。

犯罪被害者等のプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害など新たな人権課題に対する対応が求められております。また、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定など、国においても一定の対応は進められてはいるものの、社会的理解は十分とは言えない状況でございます。そのため、これらの課題について本市におきましても、積極的に教育、啓発活動を推進していく必要がございます。本年度の主な事業といたしましては、先ほど改善事業の一例として御紹介をさせていただきました犯罪被害者の支援に対する施策の実施等がございます。

重要課題別の取り組みの主なものにつきましては以上でございます。この事業計画につきましては、人権文化推進課のホームページで公開をし、広く市民の皆様にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

議題（１）についての説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○安藤座長

ありがとうございます。

お手元の冊子にありますように、本当にいろんな部局に人権の問題がわたりますので、関係部局からはそれぞれ代表者の方に来ていただいております。したがって、要点的に先ほど御説明あったこと以外でも、委員のほうでお気づきの点があれば、御指摘ないしコメントを御自由にいただきたいと思います。

それでは、どなたか御意見を。

○坂元委員

幾つかの項目についての書き振りについて少し質問させてください。1－1にある高齢者の現状と課題の3行目なのですが、「高齢者は弱者であるといった画一的なイメージを抱きがちである」。ここで切れていて、確かにそういうイメージを皆抱いているかもしれませんが、高齢者の知恵や経験を生かすことができる社会を目指す必要があると思います。何かここで切ってしまうと、やや誤解を招くのではないかなと思います。例えばいろんな施策において、女性や子どもや高齢者というのは、やはり弱者の側面を持っていますので、そこで切ってしまうというのは、御趣旨はわかるんですが、ちょっと誤解を招くことがあるかなと考えたということです。

もう一つは、障害のある人の1－1 1の現状と課題で、後段の「このため」というところは確かに、日本はまだ締約国ではありませんけれども、障害者権利条約の趣旨や目的というものからすると、この後段にあるような視点は重要であると思うんです。けれども、前段で物理的な障害とか無理解、無関心というような書き振りになっていて、もう少し障害者権利条約の趣旨や精神に沿った記述があったほうがいいんじゃないかなと思います。例えば障害のある人が社会の構成員の一人として、市民一人ひとりと共に生きることができるような合理的な配慮を行う必要があると思うんですね。こういうものをもっと書き振りとして加えていただければ、今の障害者権利条約の考え方に合うのではないかなと思うんですけれども。

それから、1－1 7の感染症患者等というふうにしていますが、そのときにここで専らH I V感染者とエイズ患者の方が言及されているんですが、例えば感染症回復者の社会復帰の支援。こういう問題もあるのではないかなと思うものですから、そのあたりはやはり、ちょっと言及をされたほうが良いのではないかなと思いました。

書き振りとして、拝読して気づいた点は以上でありまして、1点、御質問したいのは、1－4の女性のところで23年度の主な取り組みとして、従来から京都市が行っ

ておられるDV対策の強化の最初の○の3行目ですが、「緊急一時保護施設，民間シェルターを運営する団体に対する家賃相当の扶助を行う」ということ。事実確認であります。質問は，大阪市内で同様の問題を担当している人に聞いたところ，大阪市内の場合にはこういう家賃補助という形ではなくて，市営住宅の空き部屋を利用するというような形で対応できないかということで，今，そういう対応を行っていると聞いています。そうしますと，京都市市営住宅ストック総合活用計画というようなものもあるということです。こういう家賃相当の補助というのはどうしても財政的には負担になって，余り多くの形でシェルターを確保できない。そうすると京都市の市営住宅，空き部屋の活用というようなことも一つ施策としてあってはどうかというのが質問でございます。

○安藤座長

ありがとうございました。

恐らく質問が出尽くして，それからまとめて答えていただくほうが効率的だと思いますので，ただいま坂元委員のお話以外に，あるいはそれに関連して他の委員のほうから御発言がありましたらお願いしたいと思います。

○栗本委員

今，坂元委員が御指摘されたことともつながるかなと思うのですが，全般に拝見していて特に始めのほうの，高齢者，障害者，子どもとかのくだりは，圧倒的に保健福祉局の実施事業が多い。もちろん，それがいけないと言っているわけではなくて，大事なことです。ざっと拝見したところ，所管局の例のところで見ると，女性以外，女性とその他の課題以外は全部，保健福祉局さんにも入っておられて，坂元先生もおっしゃったように，社会的弱者という側面を支援するところからいけば，それはすごく必要なんだと思うんですが，やはりここは人権文化推進計画ということで，私の印象

としては、福祉とか心理のほうからのアプローチに、ちょっとウェートが行き過ぎているように感じます。さっき高齢者のところで具体的に御指摘がありましたけれども、もう少し、様々な形の当事者の権利主体としての様々ないきいきとした力の発揮などという側面の記載というか、そういうカラーをもっと打ち出してほしいなと。アイユ一KYOTOとかでも、人権問題に関する関心という言い方だと、「問題がある大変な人たちがいるのね」という様になってしまいがちなのですが、そうではなくて、私たち一人ひとりが権利主体であって、障害を持つ人や子ども等も同じなんだということです。

特にそのことで私自身が関心分野としてお願いしたいなと思ったのは、女性のところでDV対策とかに関わっているのですが、そのDV被害者支援インストラクター養成講座が新しい事業ということで、私は、DVインストラクターというのがどういうものかは存じ上げないんですが、心理教育という説明があって、もちろん被害の当事者に心理的なサポートをするというのはとても大事なことなのですが、カウンセリングとか心理教育という枠組みだけで語られてしまうと、とても残念で、あくまで女性に対する人権侵害であるということの観点に立った施策というのが必要だろうなと思います。

その中には、犯罪被害者支援などのことも関わって、被害者の権利保障ということがもっと進められることを期待したいなと思っています。

もう一つ気になったのは、子どもに関わることです。先ほど坂元先生が障害者の権利条約のことをおっしゃいましたが、子どもに関しては、子どもの権利条約というのが日本も1994年に批准をされていて、自治体によっては子どもの権利条例という形で設置されているところもあるぐらいでして、京都市の場合は「子どもを共に育む京都市民憲章」がその実践の推進に関する条例ということなのですが、もっと子どもの権利意識というものをどう育むのか。弱者としての子どもではなくて、権利行使の主体としての子どもというところに、踏み込んでいただきたいなと。

特に教育委員会という枠組みでできることは、この部分はすごく多いと思いますし、先生方に子どもに対する眼差しとして、子どもも権利の主体なのであるという観点は、もっともっと強く持っていただきたいなと思うので、女性や子どもに関してのアプローチが、もっと権利という観点から、そのような意識を打ち出してほしいなということでした。今年の事業についてはもう既に計画されていると思うので、今後に向けてというふうにですね。

私のほうから1点。質問としては、同和問題についての説明のところで、いろんな同和行政が終結してということで、一番最後のほうで、啓発が関わって、これまでのアプローチというか何かをちょっと聞き漏らしたかもしれないのですが、「全面的に改めて、市民に対する啓発を進めていく」という表現があったと思うのですが、「全面的に改めて」という言葉がちょっと気になって。何を改めて、どういうふうに啓発していこうとしているのか。特に同和問題をめぐっては、これまでのいろんな同和行政に対する市民の眼差しというのは様々にありますので、では具体的にどういった啓発をしていくのかという方向性まで、もう少し伺えるとありがたいなと思います。

○安藤座長

ありがとうございました。ちょっと補足があると。

○坂元委員

今、栗本委員の子どものところで、私もこの1―6の現状と課題の記述を拝見したときに、いじめにどう対処するかという側面について指摘したい点があります。

これはもちろん重要なのですけれども、一つもう少し根本的なところで、子どもの自尊感情を育てる教育ですね。これもやはり必要なのではないかと感じます。大阪市の場合、子どもたちに、「自分を肯定的に考えているかどうか」という質問と、「朝、朝食をちゃんととっているか」という質問をしているのですが、大阪市の子ど

もたちの中には、自尊心が非常に低いというか、自分に対して非常に否定的で、いじめられてもしようがないとか、自分は成績が悪いとか考えている子が多い。朝食を食べないことと、その子どもたちの成績との相関関係がでていました。そういういじめを受ける、受けないという前に、子どもたちにはちゃんと自尊心を育てる教育、自分に対して自己肯定的になるような教育の取組が必要でないかと思います。先ほど栗本委員のほうから教育委員会等の役割というのが指摘されましたので、そういう部分についてもお考えいただければなというふうに思います。

○安藤座長

ありがとうございます。関係部局、質問を控えておいてください。

それでは、安田委員どうぞ。

○安田委員

拝見させていただきまして正直申し上げまして、とりあえず女性のところで言わせていただくと、やっぱりDV相談センターを開始させることになったという法律の改正がなによりも大きいと思いますが、現実的には京都市でかなりのそう言ったDVに関する課題があるわけで、そういう意味でよかったと思います。

ただ子どものところで言えば、確かにほかのところに入っているからというふうにもなるんでしょうけども、やはりこの里親さん等も大事なんですが、児童擁護、かなりやはり大変な子どもさんたちが入所されていて、それに対して職員さんがかなり御苦労されているということも事実であり、いつも思うことなんですけれども、児童擁護のこともここに入れていただくと、大変うれしい気持ちがいたします。

高齢者と障害者のところなんですけど、感想的なことになってしまうのかもしれないんですが、やはり障害者のほうは法律変わりましたが自立支援法、高齢者のほうはやはり介護保険法を受けてのかなりの政策を受けて、それらの政策の変化を受けて、さ

さまざまな施策がとられているように思います。ただ、一方でこれらの施策は、ある意味障害のある方、高齢の方、一人ひとりが自立した市民であるということを前提として上での理念を確実に持っている、私自身は思っているんですが、実際にこの障害がある方や高齢の方、さまざまな深刻な問題を抱えているのは、民間への委託がどんどん進む中で、当事者のほうで言えば、かなりの部分で、自分で適切な自己判断ができる方、御家族というようなところ、また、事業所というふうな3者で構成されている場合には、大変施策も進みやすいですし、人間もかなり養護されやすいと思うんですけれども、御本人さんの個人的な判断になるとか、あと御家族さんのそういう判断能力であるとか、そういったことに関しては、これらのこういうふうなネットワーク方式での活用であるとか、民間への相談支援がさらに委託が進む中で、多くの問題が生じているように思います。だから、どうしてもこういうなんですけれども、こういう活動でのネットワークでの施策に伴う成果というのは確実にあることながら、ところどころ落ちこぼれるところの中で、よりよい事業所と呼ばれるところや、また福祉事務所あたり、大変な御苦勞をしているというふうには、私自身は思っています。

というところで、実際に市民の方たちの生活を支えるのは地方自治体なので、そういうことを考えてきますと、そういう方たちへの膨大な政策から、政策になじみにくい、また、嫌な言い方ですけれども、落ちこぼれてしまう。そういった方向けの政策のあり方というのが、どうしても、大変この政策が使える方がいる反面、使えない方がいるんだというふうな、そういった印象をどうしても受けてしまう。

ちょっと若干話はずれていきますが、今回の犯罪被害者の支援条例のところを拝見していますと、特に観光旅行者の支援というふうなそういったことが書かれているところがあります。観光旅行者に関しては、特にアジアの国々の方、その、思っていたよりもいい方が多かったというふうな評判を聞くんですけれども、一方で、数がふえれば、そうでない方がふえていくような部分もあり、今後の中では若干市民の方々ではないんですけれども、全体の京都市の施策の中では、今度京都市を訪れる

方の人権をどうしていくかといったことも、今後大きなテーマとなってくるだろうというふうな気持ちはしました。以上です。

○安藤座長

ありがとうございました。

康委員。

○康委員

すみません。先ほどおっしゃっていただいていることと重なることもあるかと思うんですけど、全体的に、特に女性問題で例にとって思いましたのは、やっぱり氷山の頂上ということと、すそ野ということを考えなければならないと思うんです。それで、この女性に関するページを読みましたら「ドメスティック・バイオレンス」ということと「ワーク・ライフ・バランス」ということが中心になっているかと思うんですけれども、特にこの「ドメスティック・バイオレンス」について申し上げます。この言葉自体がだんだん周知されてきて、市民の関心というか意識も高まってきたと思うのですけれども、どうしても特別な家庭だけの問題と見られたり、自分に関係がないと思われたりしがちな言葉でもあるかなと、逆に思ったりするんです。それでこの資料を見ていますと、セクハラという言葉はもうないですし、あと痴漢被害というような言葉もないですね。痴漢被害などは本当に嫌になるぐらいにまだに日常茶飯事で、私の娘たちの周りにもあることなんですけれども、もちろんこれらも女性の人権侵害です。これらの痴漢被害やセクハラなど、すそ野と言うか、多くの人にも関わりのあることがあって、その上でそれらがある場面では「ドメスティック・バイオレンス」などという形になってくるんだということだと思いますので、どうぞこれらの問題も含めて、もっとだれしもが関わる問題として捉えていただけるような活動にしていきたい。

また、女性問題というと女性だけの問題のようで、自分は関係ないという様になる場合も男性の方にはあるかとは思いますが、例えば子育てをしている母親同士でも、たとえば痴漢に気をつけるなどということは、男の子を持っているお母さんは関係がない、女の子を持っているお母さんだけが関係があると思っている様なことがあるわけなのですけれども、実際はそうではないわけです。女子が痴漢に気をつけるというだけではなく、男子は痴漢の犯罪性をよく知らないといけないということがもっと大切なのですから、男の子の教育でもこういう問題を考えていかなければなりません。本当に市民全体で取り組んでいかなければいけないということを、もっと打ち出していきたいなと思っています。

それから子どものところで、第2児童福祉センターのことが書かれてあったのですが、どういう位置づけのものなのかということと、旧コミュニティセンターを活用するというのをさっきおっしゃったかと思うのですけれども、いきいき市民活動センターへの転用とどういうふうに整合されるのかということをお伺いしたいなと思いました。

それから、外国人の問題に関しては今回、東日本大震災が起こりまして、本当に外国籍の方が被災者の中にもきっとたくさんいらっしゃるはずだと思うのですが、なかなか一般のニュースで情報が流れてこないものなのですから、私も心配をしています。これは今日すぐ答えていただきたいということではないのですが、是非そういうこともご配慮をいただいて、京都で災害が起こったときにはどういう対応ができるのか。ここでは外国籍市民に向けての高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業をするということが書かれているのですけれども、実際そういうことも周知されていないと、いざという災害の時に利用していただけないということにもなるかと思っていますし、ぜひ東日本の事例を参考にしながらといいますか、そこから学ばせていただきながら、今後ともご協力させていただきたいなと思っています。

○安藤座長

東日本で実際、ちょっと古い世代ですけど農村花嫁で来て、御主人が流されたり、家族が被害にあった例があるわけです。そういう人たちは、普通の日本人の被害者と違って、コミュニケーションや横の連携等というものが、さっと切れてしまうので特有の問題が起こっていると。今の委員の発言は共通して、もっと自分の問題として主体的に取り組めるような、根本的な発想が大事ではないかということだと思います。東日本でも実際、外国籍の人の固有の悩みというのはあるわけです。

どうぞほかの委員も御意見があれば。石本委員。

○石本委員

何点かあるのですけれど、これまでの委員の発言と重なるところも多いのですが、一つは、1の子どものところなんですけれども、1—の6からですね。これを見ていますと、子どもに対してどう働きかけをしていくのかとか、子どもに対してどういう教育をしていくのかという書き方ではなくてですね、子どもの場合も大人に啓発していくだとか相談だとか、大人に対して何をしていくのかというような書き方になっているんですね。子どもの権利条約の話が出てきましたけれども、私も学生に子どもの権利条約について習ったかと言うと、ほとんどの学生は知らないですね。意見表明権があるんだということを聞いて、そんなん知っていたら、色々言えたというようなことを大学生は言うんですけれども、やはり子どもの権利ですので。要するに自分にはどんな権利があるのかという教育ですね。非常に必要だと思います。

それから、同和問題なんですけど、小中高の先生に聞いているとやはり、今は人権教育という形で取り組まれているんですが、2002年の法が切れてから、担当者がいなくなったり、あるいは学年でそういう人権教育の担当者の会議がなくなったりだとか、何かやはり後退しているということをよく聞くんですね。

京都市でどういうふうに人権問題に取り組んでいるのかということなんですが、部

落問題について言えば、私達も部落問題を教えていまして、これは京都市の出身の学生というわけではないのですが、学生にいろいろ聞いてみると、やはり非常に一面的な理解が相変わらずなんですね。どういうことかといいますと、小中高で部落差別はいまだに厳しいというような、そういう聞き方で習うんですね。具体的な例として出るのは結婚差別ですね。非常に抽象的に簡単に習うので、学生はどのようなイメージを持ってしまうかという、部落の人というのは、結婚に際して部落外出身者との結婚というのはかなりの反対があってなかなか難しい。その結果、部落出身者同士が結婚するというケースが多くて、いわゆる血の濃い結婚が部落でいまだに多い。血族結婚ですね。その結果、障害者が生まれてくるということを信じている学生が、実際少ないんですね。今現在の結婚ですと、もう8割を超える結婚が部落外との結婚です。し必ずしも反対ばかりされるわけではなくて、祝福されて結婚するケースもたくさんありますので、どうも今の実態とかけ離れたイメージを持ってしまうように思います。

学生の中には、いまだに企業は採用に際しては身上調査をして、部落に住んでいる人は採用しないというふうに思い込んでいる学生は6割ぐらいいるんですね。これも実態とは全く違いますし、どうもこの人権教育は、ずっとその重要性を言われてきているのですけども、どういう成果を上げているのかという点検が弱いのではないかなという気がします。

それから、感染者患者等という「等」で、H I V・エイズしか挙がっていないのですが、B型肝炎とかC型肝炎の方の中には、就職に際して非常に困難な状況に直面されたりだとか、あるいは医療現場でさまざまな不適切な発言をされて傷つくだとか、そのようなこともあると聞いていますので、そういったことも含めて。要するに当事者にとって見れば、自分が抱えている問題がやはり一番深刻で大きな問題ですね。そうすると、この感染者患者等で「等」でひと括りにされて自分のことはここには一行も入っていないという受け取り方をされる方もおられるかと思いますので、その点は

考える必要があるのではないかと。

同じことで、その他の課題なのですが、1—20でいろいろ挙がっているんですけども、現状と課題のところで、性同一性障害者ということで触れているのですが、主な取り組みの○の中には入っていないんですね。法務省が挙げているのを絶対挙げないといけないというわけではないのですが、法務省が挙げているのは、性的嗜好と性同一性障害というのは、法務省のその他の取り組むべき人権課題で挙がっていますし、法務省は刑期を終えた方も挙がっているんですけども、ちょっと挙げ方の問題という。要するに性的少数者ですね。セクシャルマイノリティーという問題というのはやはり非常に深刻で、いまだに少なくない方がこの問題を、人権の問題とも考えていないところがあり非常に深刻ですので、私はぜひ○として挙げるべきだと。特に小学校、中学校で、セクシャルマイノリティーに関する教育というのは全然行われていないので、やはりいじめに繋がるということが非常に多いんですね。日本には統計ありませんが、アメリカなんかですと、やはり中学生の部活。特に同性愛者の自殺が多いという報告がありますし、これは青年に関する調査ですけども、日本で言えば、同性愛者に関する調査で自殺を考えたことがあるという人が6割に上るという調査結果もありますので、やはり重要な課題としてぜひ挙げていただきたいと思います。

○安藤座長

ありがとうございました。ほかの委員の方、どうぞ。

○杉原委員

今、幾つも出していただいていますので、私も若干かぶるところがあったりします。大体総論といいましょうか、基本的な観点というふうなところからの御意見が多かったように思います。私のほうは若干それにも触れながら、少し各論のところでお聞きしたいなと思います。

一つは子どもの領域。もう一つは障害のある人へ。それからもう一つは、外国籍市民のところで質問したいと思います。

子どものところでは、1—7ページのところの上から2番目の○のところ、いわゆるスクールソーシャルワーク研修ということが触れられています。ここで、子どものいわゆる問題に対処するときに、その背景にある家庭の問題であったり、その子どもが置かれている社会的な問題であるとか、そういったさまざまな問題が関わるという意味では、いわゆるスクールソーシャルワーカーの出番といいましょうか、活躍が期待される場所ではないかと思います。この書き方ですと、教員を対象にしたソーシャルワーク研修ということになっていますが、スクールソーシャルワーカーの採用についてはどのようにお考えになっているのか。むしろ今、学校で起こっている子どもをめぐるさまざまな問題に対処するには、まさにスクールソーシャルワーカーの出番ではないかなというふうに思っています。

スクールソーシャルワーカーは、ベーシックには国家資格として社会福祉士とか精神保健福祉士を持った人が対象になるんですね。そういう社会福祉士を養成する養成校があるのですが、そこでも全国に今、26カ所で養成されています。近畿近辺ですと7カ所の大学であるとか専門学校の養成があります。そのような養成校で排出されておりますので、そういったところの考えを少しお聞きしたいというのが1点です。

それからもう1点は、障害のある人の項目なのですが、11ページです。ここのところの現状と課題のところ、少し引っかかったところがありますし、今まで出された意見で、やはり一言言おうかなと思ったところがあります。というのは、ちょうど真ん中あたりからなのですが、「物理的な障害から、無理解無関心といった問題が依然として存在している。また、今の精神障害に関する誤った認識や偏見が存在している」ということも私は素直に受け取ったんですね。そのとおりだと。ただ、今まで出された指摘からすると、ではこれを受けて根本的な指摘、いわゆるこれは障害者差別じゃないかといった観点がやはり少し抜けているなと思いました。そういう意味でい

うと、障害者権利条約の話もありますが、まだ日本は批准しておりません。ただ他方で、地方自治体では条例を幾つか制定させています。いわゆる障害者差別禁止条例ですね。表現の仕方はいろいろあります。千葉県で日本で最初にできましたし、北海道でも条例が作られていて、さいたま市では確か政令指定都市では初めてできたんじゃないかと思います。今年度は沖縄県でも差別禁止に係る条例が提案されているはずです。そういう点でいうと、障害者権利条約の批准と、それから各自治体におけるそのような差別禁止条例というのは、障害者の差別等を無くしていく車の両輪ではないかと思いますので、権利条例というか差別禁止条例というのか、表現の仕方だと思いますが、少し障害者権利条約・条例について、検討された経過があるのかと、今後どのように考えておられるのか、少し御意見を伺いたいなと思いました。

同じく障害のある人のところで二つ目の○なのですが、市役所における職場実習、それからチャレンジ雇用については非常に良いことだと思いました。これの資料の2—20のところですか。その概要が示されています。2—20—4のところですね。障害のある人を対象にした京都市役所における職場実習で16名、それからチャレンジ雇用として4名がなされているということで、非常に良いことだというふうに思いました。

こういうふうな人たちへの施策はどんどん進めていってほしいと思うんですが、ここにいたらない障害者の方も結構おられると思うんです。では、そういった方たちの労働権はどのように保障していくのかというところが、市役所独自の課題としてはあるのではないかなと思います。ですので、昨年の16であるとか4であるとかいうようなことがどのくらいの規模で増やしていこうと思っておられるのか。そういったところをちょっとお聞きしたいなと思いました。

それから、同じく障害のある人の三つ目の○のところですが、障害者地域生活支援センターという表現があります。これって、自立支援法に基づく施設としては、地域活動支援センターという表現になっていると思います。この地域生活支援センターの

ほうは、自立支援法の 77 条の市町村が行う地域生活支援の中心センターだと思うんですが、自立支援法には今年度限りですべての施策が移行することになっていると思いますので、この生活支援センターという表現を続けて使われるのか。来年度からは少し模様替えされるのかをお聞きしたいなと思いました。

それと同じく、障害のある人のところなんですけど、ちょっと気になっているのは、実は累犯障害者への施策。これが気になっていたんです。知的障害の方によくあるのですが、生活し切れなくなったから簡単に物を取って罪にとわれて刑務所に入る。ただ、そのことを犯罪と認識する力が弱かったり、あるいは社会に出てもそういった方を受け入れる支援施策がなかったりということで、何回も罪を犯されるんです。そういった方たちへの施策というのは本当、緊急の課題になっているのではないかなというふうに思います。そういう点でいうと、累犯障害者への施策も今後考えていかなければならないのではないかなと思いました。

それと最後ですが、外国人・外国籍市民の方のところのページ、1—15 です。それの③のところですが、医療通訳派遣事業。これは非常に大切な事業だと思いました。言葉というのは細かなことを表現するときには、やはり母国語でしか言えないところがあると思います。例えば医者にかかっておなかが痛いときでも、ずくずくした痛みなのか鈍い痛みなのか、ちくちくする痛みなのか疼くような痛みなのか。そういったことはその痛みによって診断が全然違ってくると思うんです。ですから、能力のある医療通訳者というのは非常に重要だと思います。英語、中国語、韓国語、朝鮮語ということですが、こういうふうな職員を早く数多く配置していただくというのは結構だと思うんですが、このほかの言語での医療通訳者派遣について今後どのようにお考えなのかというところをお聞きしたいところです。以上です。

○安藤座長

ありがとうございました。まだあるかも知れませんが時間がちょっと押しています

ので、今まで出た御質問。どの部局からでもお答えいただきたいと思います。

○事務局

すみません。坂元副座長はじめ、いろいろ御貴重な御意見いただきましてありがとうございます。個別の質問につきまして、また担当部所のほうから回答させていただきますけれども、ちょっと全般的なお話が出ていましたのでそのことについて、まず回答させていただきますと思います。

高齢者のところでありますとか、障害のある方のところで、社会的弱者という一面的なとらえかたという書き振りといいますか、認識がどうなのかなというところの御指摘があったかと思います。これにつきましては、栗本先生のほうからも出ていましたように、社会的弱者という一面的な捉え方ではなく、権利主体というところで多角的にといいますか、それぞれの立場に立ってといいますか、権利主体の側面からの見方や取り組みというところも重要であるという認識はあったかと思うんですけれども、ちょっと記載の仕方に十分でなかった点があったかと思いますのでその点については今後留意していきたいなと思います。

感染症のところにつきましても、H I V・エイズというところが挙がっていたりとか、その他の人権についても、性同一性障害の方の取り組み等について記述等も含めて十分でないというような御指摘もあったかと思いますので、その辺につきましても関係部局部署と連携しながら今後計画等を立てるに当たりまして、またその辺、御指摘の点に留意して、記載等取り組みももちろんですけど、記載等について配慮していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○事務局

そしたら引き続きまして、私の方からですけども、栗本先生から御質問いただきました現状認識を全面的に改めると、同和問題について。そのあたりなのですけど、

平成21年の3月に人権文化推進計画。これの改定をしております、そのときに同和問題という項目について、これも、同和問題については当然解消・解決にはいたっていないのですけれども、これまではまだまだ厳しいと。厳しい状況が残っているというような考え方から、解消に向けて進んでいるというような形に認識を改めております。

啓発事業につきましても、以前は気づいていただくと。人権の課題ですとかそういうことに気づいていただくというところから気づき、その上で解消に向けて自ら行動していただけるような形での取り組みの、方向性を変えていっているところでございます。

康先生のほうからコミュニティセンターと児童福祉センターの話が出ておったと思うんですけれども、市内のコミュニティセンターにつきましては改進については第2児童福祉センターにするとか、例えばよそのところでしたら総合支援学校のサテライト教室にするとか、そういったいろいろな形で転用を図っております。主にいきいき市民活動センターという形になっているのが一番多いんですけれども、コミュニティセンターによってはこういった別の施設になっているというのがあるということでございます。

それから石本先生の、まだまだ実態とかけ離れたイメージを学生の方は持っておられるという件ですけれども、確かにそれを点検をする方法というのはなかなか難しいというふうに感じておまして、京都市のほうでは市民の意識アンケートというのをやっているんですけれども、そういった形での同和問題についての理解度を図っているというのが現実になっております。そういった形の理解が、一面的な理解しかしてもらえていないという方が多数おられるということでございますので、これは地道に啓発活動、効果的な啓発活動を続けていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○安藤座長

各部局の方でありましたら，どうぞ御遠慮なく。

○事務局

失礼いたします。男女共同参画推進課の中谷でございます。

D Vの対策につきまして3点御質問があったかと思えます。

まず1点目が民間シェルターの関係で，市営住宅の空き室の活用という御質問でございましたかと思いますが，これにつきましては現在の京都市でも住宅のほうと市営住宅の優先入居という形で今年度進めているところでございます。

ただ，民間シェルターの活用につきましては平成17年度から京都市取り組んでおりますが，母子生活支援施設に1カ所だけ民間のシェルターがございます。そちらへの家賃補助をしておりますが，D V被害についてはやはり7割，8割が母子というケースが多ございますので，民間シェルターの活用は欠かせないというふうに理解しておりますし，また，センターが開設するに当たりまして民間との連携の中で，保護へつなぐ前の緊急時の安全確保というところでも活用していきたいということで，今年度は少し民間シェルターの家賃補助についても予算を増加させているところでございます。

それから2点目がD V対策について，女性の人権侵害という，権利という視点からのアプローチをということでございましたが，実はこれにつきましては大変そのとおりでございまして，京都市の男女共同参画推進プランの中でもD Vは犯罪となる行為，重要な人権侵害であるというところを捉えております。

D Vのインストラクター養成講座のお話でしたが，これにつきましても今年度，国のほうの予算が住民に光をそそぐ交付金という形で予算措置がされたので取り組むことができたものでございますが，被害者の支援を中心としたものですけれど

も実は、昨日で前期の講座が5回終了したんですけれども、もともとはその中でDVとはというところから始まりまして体系的に学んでいきました。連続5回の十数講座の中で弁護士の先生に来ていただいたり、フェミニストカウンセリングの方に来ていただいたりということで、ジェンダーの視点から固定的性別に関する意識がやはりDVの根幹にあるというふうなところも学んでいます。

加えて本年度は、やはりデートDVということで若年層のDVの相談件数が非常に増えています。そういったところで、学校、地域における教育啓発というのが非常に重要になってくるということで、今年度はデートDVということで、若年層に向けたそういう女性の人権問題を含めた啓発に取り組んでいくということで、現在考えております。

それから3点目。そのDVの問題についてはだれもが関わる問題であるというふうに捉えられるような取り組みの打ち出しをということですが、これにつきましても同じようにまだまだ、これがDVなのかということが知られておりません。2月から3月にかけて、内閣府がパープルダイヤルということで、24時間の相談を実施しましたが、これも6万件のアクセスがあり、うち2万3,000件ほど対応された中で大半がやはり「自分がこんなことにあっているけど、それってDVなの？」という問い合わせが多かったという実態が明らかになっています。

そんな中で京都市も、3月に京都府と京都市で事務局を共同で持つ、関係者ネットワーク京都会議を立ち上げました。その中でも連携をしながら、まだまだDVに対するところの啓発、シンポジウムの開催等々、取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○安藤座長

それでは、ほかの部局の。

○事務局

すみません。国際化推進室です。2点、説明をさせていただきます。

先ほどの1—15のところで、医療通訳派遣事業で、多言語でほかの言葉もこれからされるかどうかということですが、現在のところ、英語と中国語とハングルと、この3種類で対応ということで、それ以外の言語は考えておりません。

ちなみに業者の状況なんですけれども、全体で22年度1年間で5,500人ほど利用されていまして、そのうち圧倒的に多いのが中国語でして、1,470人が中国語で通訳を受けられた。英語で受けられた方が35人。ハングルが1人という状況でございます。京都の場合は、日系ブラジル人とかそういう方がいらっしゃらないので、ほかの自治体ではそういうポルトガル語とかそういうのをされてるところもあるんですけれども、今のところは多言語としてはベースは英語と中国語とハングルの三つで対応することで考えております。

それから、康委員のほうで最大弱者としての外国人・外国籍市民の方への対応ということでございますけれども、京都市の多文化施策懇話会。ここはまさしく外国籍市民の方のいろんな支援や取り組みを、いろんな委員の方から提言をいただく場面なんですけれども、実はこの懇話会でつい先日、今回の東日本大地震の災害を受けて、外国籍市民に対する災害支援の取り組み見直し強化というのを、まさしくテーマでいろいろ御意見いただきまして、我々も今見直し等、取り組み強化をしております。

ちなみに、懇話会で出たいろんなお話の中ではやはり、情報発信。多言語での情報発信をもうちょっと徹底して見直すべきだということで意見が出ました。今現在、我々がやっておりますのが多言語での携帯用の災害マニュアルという、小さい名刺サイズの災害時のどういうことをすればいいのかとか、常日頃どういう防災の取り組みをすべきかというのをやっておりますが、そのことを発信するのですが、なかなか皆さんのところにきっちり届く情報伝達がまだまだ弱いんじゃないかという意見もいただきましたので、取り組みを一層進めたいと思っております。

それからFMラジオでの災害情報の放送や、メールマガジンでの災害、多言語での便利情報などもその様に行っておりますので、今後も一層取り組みの強化をしたいと思っております。

それからもう一つ。コミュニティですね。災害のとき、まずいろんな防災の人が来る以前にやはり身近な人、コミュニティでの助け合いというのが一番大切じゃないかという意見が出まして、その中では外国語はもちろんですけども、簡単な日本語でもいいからお互い助け合うと。外国人でも支援する側に回れますので、そういうお互いの共助という観点も必要じゃないかという意見もなされました。

あと最後にもう1点は、実際に支援のため仙台などの現地に行ったのですが、もう既に、現地へ行ったときには留学生や外国籍の方は、その国の大使館がバスなどを手配されていて、支援に行こうとしても、既にいらっしゃらなかったんです。結局大使館のほうが先に動いていて、いわゆる自国の国民の安全確保のために既に緊急に動かれていたもので、そういう意味では、大使館や領事館との連携というのも必要ということで、今年度は防災訓練の中で、そのような外国の機関ともいかに連携していくかということも、今年実施する予定にしております。以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。ほかに部局でございましたらどうぞ。

○事務局

障害保健福祉課の居内と申します。

障害のある方に関する質問が何件か出ていたと思うのですが、少し項目が6点ぐらいあったと思いますので、まとめながら進めさせていただいたと思います。

一つは、障害分野の現状の書き振りに関わって、もう少し権利条約の視点を強く打ち出せばいいのではないかと。また、それとも関わりのある形で、障害のある人に対す

る無理解・無関心，あるいは偏見の存在というのは，要は差別の問題ではないのかと。これと関わりまして，いわゆる差別禁止条例的なものについて，京都市として今どのような考え方を持っておるのかという御質問が出ました。

この権利条約については，今現在，政府でまさに条約の批准に向けてという中で，福祉分野に限らず障害のある方の制度全般についての改革の論議が内閣府を部署として，広く行われているという現状がございます。そのような流れの中で，今年度に入ってきてから，つい最近ではございますけれども，虐待防止の法制度が新たに国会で審議をされて通過をしております。つい最近ですが，障害者基本法の改正がなされたという，大きな動きがございます。

そのような法整備を重ねていく中で，最終的に権利条約批准という流れがございますので，私どもといたしましても，この障害者権利条約が批准される中で，各分野の制度が大幅に改善向上されるということを当然期待しているわけで，ここで課題になっている，例えば差別の問題につきましても，私どもは解消に向けた具体的な手だてが講じられるような制度の構築を，国のレベルで望んでいるところでございます。

私ども京都市の取り組みとしても，当然いろんな普及啓発という部分で，権利条約の問題またはそれに向けた議論が行われていることについて広く市民の方に知っていただきたいですので，昨年度は人権文化推進課のほうで出しいただいているような冊子の中に，そのようなページを設けていただいたりという取り組みもしてまいりました。けれども，差別禁止の条例，いわゆる都道府県あるいは政令都市での取り組みについてですが，私どもの基本的な考え方というのは，やはり差別や深く人権に関わる問題については国レベルでしっかりとした制度構築が行われることが大前提，基本ではないかと考えております。そのために，現行の国での差別禁止法制がしっかりされることについては我々もしっかりと意見を述べていくというスタンスが，一つ必要かなと思っております。その上で，どうしてもそのようなところから漏れる，あるいはもっと地域性に着目したような規制なり何なりが必要だということであれば，都道府

県なり市町村ということになるかと思うのですが、その場合でもできるだけ広い範囲、エリアで条例の制定がなされてそれについて多くの国民・市民が理解をするということが望ましいだろうと考えております。

実は具体的に、京都府・京都市に対しまして、障害のある方の団体の一つの連合体のような形で条例制定の要望が昨年行われました。基本的には我々は先ほどの考え方で、国、京都府という段階を踏まえていく必要があるのではないかとという中で、京都府のほうで現在、府知事が禁止条例という枠組みではないですが、広くノーマライゼーションの推進条例のようなものを考えてまいりたいということを、表明されておりますので、我々としては京都府レベルで差別を禁止するということも含めたノーマライゼーションを進める条例が制定をされることを、地方自治体の京都府下の中心的な地方自治体としてしっかりと支援をしていく。制定された段階では、地方自治体としての普及啓発等の役割をしっかりと果たしていきたいという考えを、表明をさせていただいているところでございます。

いずれにつきましても、まだ国レベルも含めまして現在動いているところでありますので、国・府の動きをじっくりと見ながら、今後の我々のやるべきことについても考えてまいりたいと思っているところでございます。

それと二つ目ですが、これは高齢者の分野にも関わる話として、特に高齢障害者の施策が現行介護保険制度であったり、自立支援法というサービスや自己判断による選択に委ねられている仕組みになっていることに関わって、それをどうやって支援をしていくのかということについて御意見がございました。また、それにも関わりますけれども、地域生活支援センターの件についても御質問がございました。

私どもとしましては、現行のいわゆる当事者主権というものの考え方で、自分の判断・責任・生活に合った形でサービスを選ぶというこの仕組みは非常に大切なものだと考えております。ただ、例えば障害分野で申しますと、知的障害のある方であると、自己判断をする際にも何らかの支援を必要とする方というのは当然おられます。その

ような部分は当然仕組みとして支えていく必要があると考えておりますけれども、障害福祉の分野で申しますと、相談支援という領域が支援の取組でありまして、それにつきましてはこの文書の中にも書いてございますが、例えば自立支援協議会や障害者の相談員制度でありますとか、そのような形で相談支援を支える仕組みを幾つか作って、漏れのない支援、適切な判断ができるように支えていくということを考えているところでございます。

また、その地域生活支援センターについて御質問がございましたけれども、これについて似たような名前の存在が、実は今の自立支援法の中に二つございます。地域活動支援センターでございます。地域活動支援センターというのは従来、よく市民の方が御存じの言い方で言いますと、例えば共同作業所。自立支援法上、京都市すべての共同作業所については、地域活動支援センターという法律上の位置づけを今から6年前、新たにさせていただいておりますが、その存在と、ここで申しております地域生活支援センターとは実は別物でございます。この地域生活支援センターのほうは相談支援を専門的に行う社会福祉法人等に委託をしており、そこで相談支援事業を専門的にやっていただいているというセンターでございます。まず一つは、御質問にございました地域活動支援センター。旧の共同作業所でございますけれども、これにつきましては自立支援法のいわゆる新体系事業というものが、今年度の23年度中にいずれかの新しい事業体系に続けられるようにという、旧来の身体障害者福祉法といういわゆる旧法の施設だけでも、そのような義務がございます。共同作業所にはそのような義務はございません。ただ京都市としてはそういう新しい事業体形に位置づけられることにより、収入が安定する等の多くのメリットもあることから、可能な共同作業所についてはできるだけ新体系事業に移行していただくというさまざまな支援を行っております。本年度末までにほぼ多くの共同作業所は移行できる見込みになっております。ただ一部に、そのような事業になじまない共同作業所もあるという状況でございますので、そのあたりにつきましては今後、個別の作業所と相談をしながら進めた

いと思っております。

○安藤座長

時間がないので、手短にまとめていただけますか。

○事務局

あと2点ほど御質問いただいたのですけれども、障害のある方の就労についてでございます。実際の就労の状況については京都府全体、府単位の集約をしておりますので市独自で述べることはできないのですが、いわゆる法定雇用率が1.8%の法定基準を超える状況にようやくなってきました。そのようなことも含めて、我々の取り組みも一定度効果が上がってきたのではないかと考えているところでございます。

最後ですが、累犯障害者の方への施策の御質問もありましたけれども、これは福祉分野と重なるところも大いにありまして、その他分野との連携協力をさせていただく部分もでございます。なかなか我々のほうで施策化することは難しい部分がありますが、先ほど出ました自立支援協議会の中で、そのような部会を設けて協議をさせていただいているという現状がございます。

簡単な御報告ですけれども、以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。他に。手短にお願いします。

○事務局

教育委員会の家庭地域教育支援担当でございます。

子どもの課題につきまして先ほど自尊感情の問題、子ども権利条約の視点、及び子ども自身の権利主体としての視点を出していただきました。子どもを共に育む京都市

民憲章の実践という関係での条例化について、これは子どもが健やかに育つ環境づくりを大事にしていこうという観点で、ある意味、大人の立場でそういった環境づくりのために児童虐待等の研究課題を含めて環境づくりをしていこうという趣旨でございます。ただ、教育委員会のほうでもそのような学校での教育という関係では、学校教育の基本方針等、基本的指針の中に今おっしゃいました研究課題を含めまして、そういった人権意識を育てていくという観点の中で、大事にしていこうと、もともとの基本方針への取り組みを進めております。

もう1点。スクールソーシャルワーカーの件の御指摘について、さまざまな家庭環境、地域で育つ中で、今までと違って学校・家庭だけでは解決できないということがあります。スクールソーシャルワーカーの配置につきましても、大変大事だと受けとめております。現在は一部の中学校中心に8校の配置になっておりますが、そういった配置校を増やしていくのも非常に大事でありまして、人材の確保の問題であるとか、予算確保の問題等ありますが、現時点ではこういった体制の中で各全校での人権研修を含めて充実を図っていこうと取り組んでおります。以上でございます。

○安藤座長

どうも急かして申しわけないのですが、特にこういう点について答えたい。あるいはコメントしたいということがございましたら、人権文化推進課をとおして御連絡いただいたらと思います。

議題（1）についてはこれで終わりとしまして、次に犯罪支援者被害の議題。要点御説明いただきます。

○事務局

くらし安全推進課の樋掛と申します。それでは座って説明させていただきます。

お手元に配っております資料の2－1、2－2、2－3を御覧いただけますでしょう

か。

まずは資料ではございませんが、犯罪被害者支援条例についてでございます。京都市におきましては本年の4月1日から政令指令都市では岡山市と並びまして初となります、犯罪被害者の支援に特化した条例を制定いたしております。最初に資料ございませんが、制定の経過を簡単に御説明をさせていただきます。

京都市におきましては従来、生活安全条例がございます。それに基づく平成10年8月に策定いたしました生活安全基本計画という計画の中に、犯罪被害者支援は位置づけておりました。内容といたしましては、民間支援団体でございます京都犯罪被害者支援センターへの補助金交付、京都府警察が行っておられます京都府犯罪被害者支援連絡協議会、そして京都府が行っておられます京都府の犯罪被害者サポートチームへの参加などを行ってまいりました。しかしながら実際の支援につきましては個々の関係部署がそれぞれ個別に対応しているという状況でございます。しかしながら、近年以降、京都犯罪被害者支援センターのほうの相談件数がかなり増加しており、また、京都府内では久御山町であるとか宇治市のほうで犯罪被害者の支援に特化した条例が制定されてまいりました。それを受けまして昨年、門川市長のほうから市民に最も身近な基本的自治体として、より踏み込んだ支援を行うためということで、犯罪被害者支援条例の制定を目指す方針が出されたものでございます。

これによりまして、行政、市民、事業者、民間支援団体等の義務と役割を明確にいたしまして、社会全体で犯罪被害者の支援に取り組むとともに、犯罪被害者を支え、安心して暮らせる地域社会の形成や実現を図るための条例制定に向けて、昨年度取り組みを行ってまいりました。

昨年7月に、防犯や事故防止に関します生活安全基本計画を推進します審議会でございます生活安全施策懇話会。こちらのほうに条例制定の諮問を行いました。そして、懇話会のもとに、犯罪被害者支援センターの副理事長でございます同志社大学の奥村正雄法学研究科の教授を座長といたしまして、犯罪被害者の御遺族の方にも御参加い

ただきまして、支援センター、京都弁護士会、京都府警察、そして京都府などの関係機関の犯罪被害者支援の御担当者であったり、庁内の関係課で構成します研究会を設置いたしまして、京都市が取り組むべき具体的な支援策について、条例制定化に向けた調査検討を行ったものでございます。

今出てまいりました京都犯罪被害者支援センターにつきましては資料の２―３を御覧いただけますでしょうか。平成１０年に設立されました民間の支援団体でございます。そして、平成１５年には京都府の公安委員会のほうから、京都府では現在でも唯一でございます犯罪被害者の早期援助団体の指定を受けている団体でございます。そして、本年の４月からは公益社団法人化となっております。理事長につきましては同志社大学の総長の太谷先生でございます。

経過に戻りまして、検討に当たりましてまず最初に行ったことでございますが、犯罪被害者支援センターがこれまで支援を行ってまいりました犯罪被害者の方であるとか、御家族、御遺族の方を対象といたしましたアンケート調査を行っており、アンケートの中身につきましては当時どのような支援が必要とされ、また受けられたのか。そして、今後京都市はどのような支援策を講じるべきなのかについて、実際に被害を受けられた方から生の声をお聞きしております。そして、条例制定前の１１月には１カ月間のパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆さんの御意見もお聞きしております。こういった結果をまとめていただきまして、本年の１月に懇話会から答申をいただきまして、２月の市会のほうに条例案を提案し、市会での御審議を経まして可決・成立しております。そして４月１日から施行したところでございます。

それではお手元の資料２―２、条例の概要をつけておりますので、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

まず１番。目的といたしましては第１条に書いてございます支援の基本理念を定めまして、京都市、市民、事業者、民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ちまして、施策に係る基本的事項を定めることによって、被害の回復及

び軽減に向けた取り組みの推進,犯罪被害者を支える地域社会の形成,そして安心して暮らせる地域社会の実現に寄与する。こういうことを目的としております。

2 番目。定義でございます。定義につきましては国の犯罪被害者等基本法と同じく,犯罪等という定義につきましては犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為と,広く規定しております。刑罰法規に触れます行為はもちろんのこと,明らかに犯罪とまでは言えない,例えばストーカー規制正法上のつきまといであるとか,児童虐待防止法上の著しい減食,加害者が責任能力のない者である場合など,被害者の視点に立って,これらの行為も含めております。

3 番目の基本理念でございます。第 1 には,犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間,被害の状況や生活への影響,その他の事情に応じて適切に途切れることなく行われること。そして第 2 に,被害者の名誉または生活の平穏を害することのないよう行われること。そして第 3 に,京都市,市民,事業者,関係機関が相互に連携,協力して推進することの 3 点を定めております。

4 条から 7 条まででございますが,これは各主体の責務というのを設けております。第 4 条には京都市の責務,そしてめくっていただきまして第 5 条には市民の責務,第 6 条には事業者の責務,そして第 7 条には民間支援団体等の責務ということで定めております。

6 番目の事業者の責務につきましては京都市の場合,独立した条文を設けまして,被害者や遺族の方が置かれた状況に,十分事業者の方に配慮していただくよう努力義務を規定しております。

8 番目の犯罪被害者の支援に関する計画につきましては,先ほどから出てまいりました今年の 3 月に第 2 次の計画を策定しております京都市生活安全基本計画にて,こちらのほうに位置づけております。

次に支援につきましては黒で網かけしており強調しておりますが,四つの視点から支援を行うこととしております。

まず第1の視点といたしましては、被害直後の視点ということでございます。

9番目、相談及び情報の提供等でございます。アンケートを行った結果でも高いニーズが示されておりました相談、情報提供を一元的に行う総合相談窓口の機能強化といたしまして、先ほどから申し上げております京都犯罪被害者支援センターさんとの融合、一元化を図ることといたしております。

電話相談を受けまして、支援に係る情報提供を行ったり、本市関係課やその他の関係機関との連携によって、中長期にわたる支援につなげていくワンストップ窓口といった、被害者の方が一番使いやすいよう最も相談しやすいあり方としまして、まず支援センターに京都市の総合相談窓口を置いていただくということをさせていただいております。

10番目の日常生活の支援でございます。犯罪等によりまして、生活困窮者への生活資金の給付を行うこととしております。警察におきましても、犯罪被害者支援金で運用されております国の犯罪被害給付制度というのがございます。しかしながら、実際の給付までには半年から1年程度かかると聞いておりますので、京都市におきましては見舞金という形での一律支給程度ではなくて、犯罪直後に本当に生活に困られている方に対しまして迅速に経済的支援ができますように、一定のけがを負った御本人からや死亡された御遺族の方からの申請に基づきまして、速やかな認定を行い、当面の生活資金としての30万円を給付することといたしております。

次に11番目。住居の提供等でございます。先ほどDVの御質問にもございましたが、犯罪被害者につきましても被害直後の一時利用住居の提供等を行うことといたしております。中身につきましては、自宅を放火で失った方であるとか、自宅が被害現場となって住む場所がない方、精神的な後遺症で同じ場所に住み続けられないという方につきましてです。短期の支援といたしましては、先ほど出てまいりましたDVの民間シェルターを京都市の方からもお願いいたしまして、一時的な入居というのを考えております。そして、中長期の支援について、先ほどにもありましたようにまずは、市

営住宅につきましての優先入居の制度をこの条例とともに設けております、こちらのほうを活用していただく。また、低所得者でない方もいらっしゃいますので、市営住宅以外を御希望される方につきましては、民間の不動産関係業界の方の御協力を得まして民間の賃貸住宅ですぐに入居可能な物件の情報提供をいただき、それを御提供できるようにするという制度を考えております。

第2の視点が、一定の生活回復に向けた支援でございます。

12番目、精神的被害からの回復に向けた支援でございます。こころのケアを充実するために新たに京都市こころの健康増進センターに、犯罪被害者のための専門外来を設置していただきました。精神科医の先生であるとか診察、相談等を行っていただく仕組みをつくったところでございます。

13番目が雇用の安定でございますが、被害者の方の置かれた状況について、事業者の理解を深めるための企業啓発などを京都市としても行ってまいりたいと考えております。

三つ目の視点は、京都市の地域特性を生かした独自の取り組みということで、京都市独自の取り組みとして考えておるものがございます。

14番目、大学等との連携でございます。大学のまち、学生のまちとしての京都でございますので、大学等と連携した啓発や人材育成ということを考えております。まずは今年度、京都産業大学と連携いたしまして、産業大学のほうの被害者学、被害者政策の講義を大学コンソーシアム京都のほうの単位互換制度により、京都におきますすべての大学生の方に受けられるようにしたと。そして、社会人の方にも受講していただけるようにしたところでございます。また、犯罪被害者支援センターの活動やボランティア養成研修への大学生の参加促進を今後とも図っていきたいと考えております。

次のページでございます。15番目、観光旅行者等に関する支援でございます。京都市の特性といたしましては国際都市であり、観光都市であるということで、本市で犯罪被害にあわれた旅行者や一時滞在者に対しての支援でございます。先ほどの御質問

でも出てまいりましたように、外国人の方に対しましては、通訳サポートということで、こちらにつきましては外国語のできるボランティアの方が、在日外国人の方の人権相談をされておりますところと連携して、通訳のサポートを行っていったり、また、国内の方につきましては、各都道府県にございます全国被害者支援ネットワークがございます、他県の犯罪被害者の支援センターとの連携によって、こちらのほうへ繋いでいくということを考えております。

第4の視点でございます。社会全体で犯罪被害者等を支える社会の構築に向けた取り組みということでございます。

16番目としまして、民間支援団体に対する支援ということでございます。これは今後、京都犯罪被害者支援センターさん以外の団体等も設立されることも見据えまして、こういう活動の促進についての支援を行ってまいりたいと考えております。

17番目が教育活動の推進です。学校、家庭、地域社会の連携のもと、自分たちの生命を尊重するための教育活動を推進することとしております。京都府では私立の学校などを中心に、命を大切に作る教育の取り組みを展開されているところでございますが、京都市の市立学校におきましても、現在さまざまな形で人権教育、道徳教育等に取り組んでおられるところでありますので、犯罪被害者の支援に関する取り組みについても、今後取り組んでいただけるように働きかけを行っております。

18番目、広報及び啓発でございます。市民新聞や印刷物はもちろんのこと、広報・啓発事業などの取り組みを推進し、一人でも多くの市民の皆さんに、犯罪被害者の方々が置かれている状況などについて、まずは知っていただき、地域社会全体で支える重要性について認識していただくことが重要と考えております。ここで、今年度お手元の資料2-1のパンフレットのほうを作成いたしまして、区役所などでお配りしているほか、関係機関などにお渡ししております。さまざまな機会を活用してPRに努めてまいりたいと考えております。中身につきましては後ほどごゆっくり御覧いただきたいと思っております。

また、こちらのほうの懇話会の委員の皆様方に関しまして、さまざまな場面で活用していただければと考えております。まだ部数はございますので、お申し付けいただきましたら、お送りもさせていただきたいと考えております。

以上でございますが、被害者支援につきましては単なる1自治体だけでできるのではなく、多岐にわたる支援を個々に状況の異なる被害者の視点に立って進めていく必要がございます。また、被害直後から中長期間に途切れることなく行っていくということにつきましては、民間支援団体さんであるとか、関係団体、関係機関などが一体となった総合的な取り組みの推進が不可欠であります。また、周囲の理解不足やさまざまな2次的被害といったことから、行政や関係機関など直接支援に携わる立場だけでなく、地域や社会全体で支えるための市民一人ひとりの理解促進が、現状ではまだまだ不十分でございます。今後こうした意識の向上を図っていくことが何よりも重要であると考えております。この条例によりまして、被害者本人の方、御家族、御遺族の方にとって大きな支えとなるとともに、犯罪のないまちづくりの推進はもとより、不幸にして被害にあった場合でも、大きな安心感につながるこころのセーフティーとなることを願っております。

御説明のほうは以上でございます。

○安藤座長

どうもありがとうございました。それではせっかくの機会ですので、ただいまの御説明に御質問・コメントありましたら委員のほうからお願いします。栗本委員。

○栗本委員

今の説明を伺っていて、この条例そのものというより、是非リクエストでお願いしたいなと思うことが大きく2点あります。

両方に共通しているのは、要はよく行政って縦割りとかというふうに批判されがち

ですけれども、それをぜひ乗り越えていただきたいなということです。そう感じた一つ目というのは、先ほどの議題の一つ目の質疑の中で、障害者権利条約に関わって、なかなか市町村レベルでの条例設定は難しいというコメントがあった一方で、こちらは門川市長とかのイニシアチブもあって、条例が設置された。それはいいことなんです。それぞれの分野に関して何かできる、できないということはあると思うんですがいいことですし、是非、この文化市民局、人権文化推進の部局でそういった市として人権に関わる取り組みを、もう少し全体的にデザインをして積極的にイニシアチブをとっていただくと。門川市長がおっしゃったように、まさに市民生活に一番直結している自治体としての位置付けとしての市というのであれば、先ほどの障害者権利条例なども、府だけではなく市で設置するということだって、もっと行っていていいわけですし、恐らく市民サイドから見れば、その辺りの色々な人権の各課題というものに関して、京都市としてはどうしていこうとしているのか。変な言い方ですけどももちろん、何もかもやれということではなく、京都市としてはここに力点を置いてやっていくんだということがあって構わないと思うんです。ただ、その全体像がもう少し見えるような打ち出しをしていただきたいなと思います。条例設置ということで、たまたま質疑の直後に条例の説明があったので、そのような印象を持ったということが1点。

もう一つは、これも縦割りに関わることで、非常に強くお願いしたいなと思ったことが、その犯罪被害者の中でも私自身の関心でもあるんですが、特に性暴力の被害に関しては2次被害も非常に大きいです。今回、14条のところに大学との連携という項目もあったのですが、先般7月に京都教育大学の集団準強姦事件について民事ではありますが裁判所も差別をすると私は思っていますけれども、ひどい判決がありまして、京都教育大学自体はかなり頑張って被害者を保護するためのことを頑張られたにもかかわらずああいうことが起こってしまいました。では京都市としては、市民に関して性暴力に関する被害者とか2次被害を防ぐために、市民がどういうふうな意識を持つべきなのかということは、恐らくそのウィングスをはじめとする男女共同参画の部署と、

こういった、今回制定された、くらし安全推進課の犯罪被害者支援というところとうまく連携していった、積極的に打ち出されることがあると、条例設置をした意味としてより効果がアピールできるなということを感じました。どうしても、本日前半でも個別の課題に捉えてしまいましたので、何かそれを横断的に見ていくものとして、こういった条例が活用されるといいなという印象を持ちました。

○安藤座長

ありがとうございました。ほかに、委員でこれは言っておきたいということありましたら御遠慮なく。

○坂元委員

中身にかかわらないことですが、これは京都市さんのことではなくて、公益社団法人の京都犯罪被害者支援センターの英語の略称が、京都ビクテムサポートセンターというのは何か日本語をそのまま略称にしている、国際都市京都の中にある社団法人の名称としては、これだと何を言っているのか意味がわかりにくくて、京都サポートセンター・フォー・ザ・ビクテムズ・バイ・クリミナルアクツとかですね、そういったものだったらまだ内容がわかると思うのですが。英語のことは安藤先生にお聞きになったらいいかと思います。この略称は、4月から使っていらっしゃるとのことですが、これだと意味がわかりづらいという感じです。こういうのも、もし行政のほうで何か関わるのでしたら、少しサジェスチョンされたほうがいいと思います。

○安藤座長

これはもう、むこうがこのような名前をつけられているわけでしょう。便宜上、京都市がこう書いてあるんですか。

○事務局

京都市ではなくて、平成10年にできた段階から、略称としてはこれを団体のほうで使っております。英国のほうでビクテムサポートセンターという略称があるということで、京都の、ということで京都ビクテムサポートセンターという形でお使いになっていると聞いております。

○安藤座長

ビクテムといってもいろんなビクテムがあるから、まあまあそういう意見があったというのを伝えておきます。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、とりあえず第2の議題についてはこれで終了させていただきます。それではマイクを事務局のほうにお返しします。

○事務局

安藤先生、議事進行のほうありがとうございました。

本日は委員の皆様からたくさんの御意見をいただき、短時間で2時間の制約された時間ではございましたので十分に御回答できていなかった部分もあろうかと思いますが、本日ちょうだいいたしました貴重な御意見につきましては、今後の本市の人権行政の中に生かしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、本懇話会の委員の任期は2年間というふうになっておりまして、委員の皆様の任期につきましては、来月の9月でいったん満了となります。本日の懇話会が現任期中の最後の懇話会となるかと思っております。

改めまして、安藤座長はじめ委員の皆様から、これまで大変多くの貴重な御意見を賜りましたことにつきまして重ねて厚く感謝申し上げます。まことにありがとうございます。

ました。

それでは本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間まことにありがとうございました。